

《9月議会の日程》

| 月 | 日 | 曜日 | 日程内容 |
|---|----|----|--------------------|
| 8 | 24 | 金 | 9月議会招集告示 |
| | 27 | 月 | 一般質問通告受付 |
| | 28 | 火 | 議会運営委員会 |
| | 31 | 金 | 招集日 |
| 9 | 3 | 月 | 会派代表総括質疑通告受付 |
| | 7 | 金 | 本会議（会派代表総括質疑） |
| | 10 | 月 | 総務常任委員会 |
| | 11 | 火 | 教育民生常任委員会 |
| | 12 | 水 | 都市経済常任委員会 |
| | 18 | 火 | 本会議（一般質問） |
| | 19 | 水 | 本会議（一般質問） |
| | 20 | 木 | 本会議（一般質問） |
| | 21 | 金 | 本会議（討論・採決） 発議審議 |



日本共産党は市議会議長の改選ごとに陳情を請願と同等に取り扱うよう議長に申し入れています。地方自治法は第109条で陳情を請願と同じように扱うことを規定しています。

議会運営委員会、門前払い 意見書提出を求める陳情

陳情は、「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情」（提出者…移植ツーリズムを考える会・千葉県担当ー高橋一氏）と「東海第2原発の『運転期間20年延長』ストップを求める意見書の提出に関する陳情」（提出者…坂本修氏ほか15名）です。これらは、国の施策などに対する意見を浦安市議会からあげてほしい

市議会の意思として 声を届けて！

陳情の取り扱い 請願と同等に！

浦安市議会が、陳情の取り扱いについて、常任委員会で審査するのか、文書配布にとどめるのかを議会運営委員会で諮って決定するなどとしたのは、2006年7月です。従来は請願も陳情も同等の取り扱いとし、常任委員会に付託し審査してきました。陳情と請願の違いは、請願が紹介議員を必要とするのに対して、陳情にはそのような制約がありません。浦安市議会は陳情を軽く扱っていることになります。

8月28日に開かれた議会運営委員会は、市議会に提出されていた二件の陳情について、文書を議員に配布するだけに止めて、審査の対象外としました。この日、議員配布とする不当な取り扱いに反対したのは日本共産党だけでした。

週刊 日本共産党 市議会報告

2018年9月2日
第1470号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
047-350-1243



元木美奈子
入船4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



美勢麻里
北栄2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

元木美奈子議員

質問

9/19
13:00
から

みせ麻里議員

質問

9/20
14:10
から

| 件名 | 要旨 | 細目 |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1、防災対策について | 1、ブロック塀の耐震強化について | 1、一般道に面したブロック塀について 2、スクールゾーンエリアのブロック塀について |
| | 2、市の支援制度について | 1、家具転倒防止金具取付の支援について 2、感震ブレーカー設置の支援について 3、戸建て住宅の簡易耐震補強工事の助成について |
| 2、マンション建設とともにビル風対策について | 1、対策を求める市民要望について | 1、市の対応について |
| 3、教科書採択について | 1、教科書展示会について | 1、改善について |
| | 2、中学校の道徳教科書の採択について | 1、採択における公開性と透明性について |
| 4、旧護岸（第1期埋め立て護岸）について | 1、今後のあり方と整備の方向性について | 1、市民アンケートの結果について 2、千葉県との協議について |
| 5、障がい者雇用について | 1、雇用の実態について | 1、市の雇用実態について 2、民間事業者の雇用実態について |

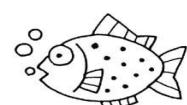
日本共産党の一般質問

浦安市議会は議員定数 21 名ですが、先週から始まった 9 月議会では、このうち 14 名が一般質問通告をしています。

一般質問は自治体行政の広範な分野にわたって、市民の要求を取り上げができる重要なチャンスです。

しかし、議員一人の持ち時間は答弁時間を含めて 1 時間しかありません。

日本共産党は持ち時間を拡大するよう主張しています。



| | | |
|------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1、放課後の児童の居場所について | 1、児童育成クラブと放課後異年齢交流促進事業の児童交流事業について | 1、運営について 2、職員の資格と待遇改善について |
| | 2、児童育成クラブについて | 1、保護者負担金について 2、おやつへのアレルギー対応について |
| | 3、児童の利用できる市の施設について | 1、現状と利用状況について |
| 2、音楽ホールについて | 1、施設運営のあり方について | 1、オーケストラや劇団との連携について |
| 3、こども図書館について | 1、特色について | 1、子育て支援と一体的な取り組みについて 2、設置場所について |
| 4、市内道路について | 1、老朽化対策について | 1、現状の把握について 2、修繕、計画について |